

平成21年2月12日開催
調査

経済福祉常任委員会資料

調査事件7 その他所管に関する事項について
(福島町地球温暖化対策推進実行計画書について)

町民課住民グループ

調査事件 7 その他所管に関する事項について

(福島町地球温暖化対策推進実行計画書について)

1、計画策定の背景

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1997年12月に京都で開催されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）により先進国における温室効果ガスの削減目標が定められ、日本は2008年から2012年の間に1990年レベルから6%削減するという目標が定められた。

この国際的な動きを受け、日本では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され平成11年4月に施行され、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民が、それぞれの責務を明らかにするとともに、国及び自治体はすべての事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられた。

このことを受け当福島町も、公共事業を行う事業者として、地球環境に与える影響を少なくするため、温室効果ガスを減らす等、率先して環境に配慮した行動をとる必要があるため、地球温暖化対策推進実行計画を策定し、その実現に努めるものとしてあります。

2、福島町地球温暖化対策推進実行計画の概要について

ア、計画策定の根拠と目的

本計画の目的は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、一事業者であり一消費者でもある福島町が自らの事務及び事業に関し、率先して温室効果ガスの排出の抑制に取り組むことにより、地球温暖化対策の措置を講じることを目的とする。

このため、町の職員一人ひとりが、日常業務の中で①省エネルギー化、②資源の有効活用、③環境に配慮した製品等の利用促進を環境行動指針として実践する。

計画の策定及び実践推進を図るため、全庁的取り組みが必要であることから、要綱を制定した。

- | |
|---|
| <p>◆ 要綱 ① 福島町地球温暖化対策推進会議設置要綱
副町長、教育長及び各課長等により組織
② 福島町地球温暖化対策推進委員会設置要綱
各課(出先機関含む)等のグループ総括主査により組織</p> |
|---|

イ、計画の概要

・基準年次 平成 19 年度

・計画期間 平成 20 年度から平成 24 年度まで(5 カ年間)

・計画の対象と範囲

計画の対象とする事務及び事業の範囲は、福島町(町長部局、教育委員会、議会事務局など)の事務及び事業にかかるもの。但し、外部に委託するものを除く。

・計画の各種取組項目と目標

計画では、町自らの事務及び事業に関して環境負荷の削減等に向けた取組を実施するにあたり、計画期間での目標を設定し定期的に進捗状況を点検するなど、その取組を適切に推進することとする。

◆各種取組項目と目標

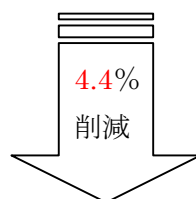
取 組 項 目	目 標
1 環境にやさしい製品の購入促進	
(1) グリーン購入	コピー用紙等は原則としてリサイクル 100 % 紙を購入する。
(2) 省資源・省エネルギー型機器の導入	OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替える。
(3) 低燃費・低公害車の導入	更新予定の公用車の 100 %を低燃費・低公害車とする。
(4) その他環境に配慮した製品の導入	事務用品等の購入には、環境ラベル製品若しくはそれに準ずる物品等を選択する。
2 紙類の使用量削減	
(1) 紙類の使用量削減	コピー用紙等の総使用量を 3.2 %削減する。
3 省資源・省エネルギーの推進	
(1) 水資源の効率的利用	水の総使用量を 3.6%削減する。
(2) 電気使用量の削減	電気の総使用量を 4.5 %削減する。
(3) 燃料使用量の削減	公用車やボイラー等の燃料の総使用量を 4.3 %削減する。
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	
(1) 廃棄物の減量化	廃棄物の焼却ごみ量を極力削減するよう努める。

	(2) 資源化・リサイクルの推進	資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努める。
5	環境保全に関する職員の意識向上の促進	
	(1) 環境に関する情報の提供と研修の実施	環境保全に関する情報提供を積極的に行う。
	(2) 環境保全活動への参加	環境保全活動へ参加しやすい体制づくりに努める。

・温室効果ガスの総排出量に関する目標

町における温室効果ガスの総排出量は、主に燃料や電気の使用に伴うCO₂排出量、自動車の走行に伴うCH₄及びN₂Oの排出量が大部分を占めることから、取組目標で掲げた「電気使用量」及び「燃料使用量」に関する削減目標（4.4%）を温室効果ガスの総排出量に関する目標として設定。

平成19年度（基準年）の温室効果ガス総排出量 1,738,339 kgCO₂/年



平成24年度（目標年）の温室効果ガス総排出量 1,661,792 kgCO₂/年

別紙資料

計画期間までの地球温暖化対策による各種燃料等温室効果ガス削減量と削減比

・計画の推進と点検・評価

本計画の全庁的な推進と適正な進行管理を行うため、事務局を町民課住民グループに置き、地球温暖化対策推進会議及び地球温暖化対策推進委員会により計画の点検と推進を図る。

全職員は本計画に基づき、具体的な取組を実施する。各課等は、その取組状況を確認し取組が適切に行われているかを調査し、報告するものとする。

評価は、推進委員会等にて行い、数値目標の設定に照らし取組の進捗状況を把握する。

実践数値によっては全職員に対してさらなる取組の実践を促進する。

実践及び評価の公表は、地球温暖化対策推進法第20条の3第8項及び第10項

の規定により、毎年行い地球温暖化対策推進会議を通じて翌年度の 7 月に事務局が行うこととし、結果は、広報紙等により町民や事業者等に対しても随時公表する。

参考

別冊資料 福島町地球温暖化対策推進実行計画書

別紙資料 計画期間までの地球温暖化対策による各種燃料等温室効果ガス削減量と削減比

1. 事務事業に伴う各種燃料消費による温室効果ガス排出の削減量及び削減比

種別	年間消費量	二酸化炭素年間排出量(kg)	温室効果ガスの排出量(kg-CO ₂ /年)	構成比(%)	H20からH24までの削減量	基準年に対する削減比(%)	H20からH24までの温室効果ガス削減量(kg-CO ₂ /年)	基準年に対する温室効果ガスの削減比(%)
ガソリン(ℓ)	12,690	29,932	29,932	1.72	800	6.30	1,887	6.30
灯油(ℓ)	92,960	235,040	235,040	13.53	4,207	4.53	10,637	4.53
軽油(ℓ)	10,392	27,481	27,481	1.58	4	0.04	11	0.04
A重油(ℓ)	281,885	760,441	760,441	43.79	12,175	4.32	32,844	4.32
LPガス(m ³)	2,328	6,999	6,999	0.40	103	4.42	310	4.42
電気使用量(kw)	1,762,408	676,765	676,765	38.97	80,314	4.56	30,841	4.56
計	2,162,663	1,736,658	1,736,658	100.00	97,603	4.51	76,529	4.41

2. 事務事業に伴う車両運転に係る一酸化二窒素による温室効果ガス排出の削減量及び削減比

種別	年間走行距離	一酸化二窒素年間排出量(kg)	温室効果ガスの排出量(kg-CO ₂ /年)	構成比(%)	H20からH24までの削減量	基準年に対する削減比(%)	H20からH24までの温室効果ガス削減量(kg-CO ₂ /年)	基準年に対する温室効果ガスの削減比(%)
自動車走行(km)	236,120	4,550,388.50	1,411	100.00	2,520	1.07	15	1.07
計		4,550,388.50	1,411	100.00	2,520	1.07	15	1.07

3. 事務事業に伴う車両運転に係るメタンによる温室効果ガス排出の削減量及び削減比

種別	年間走行距離	メタン年間排出量(kg)	温室効果ガスの排出量(kg-CO ₂ /年)	構成比(%)	H20からH24までの削減量	基準年に対する削減比(%)	H20からH24までの温室効果ガス削減量(kg-CO ₂ /年)	基準年に対する温室効果ガスの削減比(%)
自動車走行(km)	236,120	12,856,038.75	270	100.00	2,520	1.07	3	1.07
計		12,856,038.75	270	100.00	2,520	1.07	3	1.07
合計			1,738,339kg-CO ₂ /年				76,547kg-CO ₂ /年	4.40